

○独立行政法人農畜産業振興機構が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

[平成17年3月30日付]

[16農畜機第5436号-1]

改正 平成19年12月27日付19農畜機第3743号
平成20年10月28日付20農畜機第2920号
平成22年1月8日付21農畜機第4134号
平成23年3月29日付22農畜機第5172号
平成24年1月4日付23農畜機第4176号
平成26年3月31日付25農畜機第5691号
平成26年9月5日付26農畜機第2514号
平成27年3月23日付26農畜機第5638号
平成27年12月25日付27農畜機第4277号
平成28年11月1日付28農畜機第3790号
平成30年3月22日付29農畜機第6740号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構の特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（平成27年12月25日付け27農畜機第4277号-1）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）における個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本条各号において定めのない用語の意義については、独立行政法人等個人情報保護法及び番号法に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号 住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民

票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

- (3) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 法人文書 機構の職員（役員、臨時職員及び派遣職員を含む。以下同じ）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、機構の職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。
- (5) 保有個人情報 機構の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、法人文書に記録されているものに限る。
- (6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (7) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (8) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (9) 本人 個人情報等によって識別される特定の個人をいう。
- (10) 事務所 札幌事務所、鹿児島事務所及び那覇事務所をいう。
(総括個人情報保護管理者)

第3条 機構に総括個人情報保護管理者1人を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、機構における次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報等の適正な取扱いに関する事務を総括すること。
- (2) 個人情報等の管理等に関する規程類の整備に関すること。
- (3) 個人情報等の適正な取扱いについての指導監督等に関すること。
- (4) 個人情報ファイル簿の整備に関すること。
- (5) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。
(個人情報保護管理者)

第4条 部室及び事務所に個人情報保護管理者1人を置き、部室及び事務所の長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、部室及び事務所における次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の把握に関すること。

(2) 保有個人情報等に係る台帳の作成に関すること。

(3) 職員に対する個人情報等の適正な取扱いについての指導監督に関すること。

(4) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。

3 個人情報保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱者」という。）並びにその役割を指定する。

4 個人情報保護管理者は、各特定個人情報等取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

5 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任を明確化する。

6 総務部の個人情報保護管理者は、機構における第2項各号に掲げる事務を取りまとめるものとする。

（個人情報保護管理担当者）

第5条 部室及び事務所に、個人情報保護管理担当者1人を置き、個人情報保護管理者が指定する者をもって充てる。ただし、個人情報保護管理者が必要と認めるときは、複数人を置くことができる。

2 個人情報保護管理担当者は、前条第2項各号（総務部の個人情報保護管理担当者にあつては同条第2項各号及び第6項）の事務について、個人情報保護管理者を補佐するものとする。

（個人情報監査責任者）

第6条 機構に、個人情報監査責任者を置き、業務監査室長をもって充てる。

2 個人情報監査責任者は保有個人情報等の管理状況について監査する。

（個人情報の適正な取扱いの確保のための会議）

第7条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催するものとする。

（教育研修）

第8条 総括個人情報保護管理者は、職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な

教育研修を行うものとする。

- 2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者、個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等取扱者に対し、部室及び事務所における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 個人情報保護管理者は、職員に対し、個人情報等の適正な取扱いの確保のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第9条 職員は、独立行政法人等個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

- 2 職員は、保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱者が関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(正確性の確保)

第10条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第11条 職員は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第12条 職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- （利用及び提供の制限）

第13条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるとき、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定を妨げるものではない。

4 個人情報保護管理者は、職員が第2項第3号又は第4号の規定に基づき行政機関及び他の独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、次に掲げる事項を記載した

書面を原則として提出させるものとする。ただし、同項第4号に規定する明らかに本人の利益になるときであって、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

- (1) 保有個人情報の名称
- (2) 提供先の利用目的
- (3) 提供先の利用する業務の根拠法令
- (4) 提供先の利用する記録範囲及び記録項目
- (5) 提供先の利用形態
- (6) 提供先の利用期間
- (7) 利用後の廃棄又は返還等の方法
- (8) 提供先の利用する組織の名称（部、課、事務所の名称）

5 個人情報保護管理者は、職員が第2項第3号又は第4号の規定に基づき行政機関及び他の独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を書面により要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

6 個人情報保護管理者は、第2項第3号の規定に基づき行政機関又は他の独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（アクセス等の制限）

第14条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（電子計算機でメモリや主記憶装置等に対し、データの読み取り等を行うこと。以下同じ。）する権限又は当該保有個人情報の閲覧等を行う権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するものとする。

2 アクセス又は閲覧等（以下「アクセス等」という。）を行う権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセス等を行ってはならない。

3 職員は、アクセス等の権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセス等を行ってはならない。

（複製等の制限）

第15条 職員は、所掌する事務の遂行上必要がある場合であっても、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定めるいずれかに該当するときでなければ、行ってはならない。

- (1) 保有個人情報等の複製（印刷等を含む。）

- ア 保有個人情報等の保存に当たり、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）に備え、重複して保存する場合
 - イ 保有個人情報等の保存場所が自己の業務を遂行する場所と異なる場合において、当該保有個人情報等の全部又は一部を複製して、自己の業務を行う場所に保存し、利用する場合
 - ウ 保有個人情報等の利用目的が、印刷等を行うことである場合
 - エ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
- (2) 保有個人情報等の送信
- ア 保有個人情報等を送信先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合
 - イ 保有個人情報等の送信先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合
 - ウ 保有個人情報を法令に基づき提供するために送信する場合
 - エ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の送付又は持ち出し
- ア 保有個人情報等を送付先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合
 - イ 保有個人情報等の送付先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合
 - ウ 保有個人情報等を法令に基づき提供するために、送付し、又は持ち出す場合
 - エ 業務上、外部において所掌する事務を遂行する必要があると保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が認める場合
 - オ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
- 2 職員は、前項各号に掲げる行為のほか、保有個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為については、当該保有個人情報等を保有する個人情報保護管理者の指示に従い行わなければならない。
- (誤りの訂正等)
- 第16条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を行うものとする。

(媒体の保管)

第17条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠、耐火金庫への保管等を行う。

(廃棄)

第18条 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体（電子計算機及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第19条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の情報の漏えい等の防止その他適切な管理のため、保有個人情報台帳（電磁的記録を含む。以下同じ。）（様式1）を整備し、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、利用・保管等の取扱いの状況その他の総括個人情報保護管理者が定める事項について記録するものとする。

(個人番号の利用の制限)

第20条 個人情報保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第21条 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第23条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第24条 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(個人情報ファイル簿への掲載)

第25条 個人情報保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法の定めるところにより、個人情報ファイル簿（様式2-1）に掲載すべき個人情報ファイルを保有したときは、第19条の保有個人情報台帳に記録するとともに、遅

滞なく総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 前項により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、必要な事項を遅滞なく個人情報ファイル簿に掲載するものとする。

(個人情報ファイル簿の閲覧等)

第26条 総括個人情報保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第11条の規定により個人情報ファイル簿を作成したときは、一般の閲覧に供するため個人情報ファイル公表用単票(様式2-2)により機構に備え置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(安全確保等)

第27条 情報システムにおける保有個人情報等については、独立行政法人農畜産業振興機構情報セキュリティ規程(平成17年3月28日付け16農畜機第5370号。以下「情報セキュリティ規程」という。)第39条第1号に定める機密性3情報として取り扱い、その安全を確保することとする。

(業務の委託)

第28条 個人情報保護管理者は、個人情報又は保有個人情報の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務を機構以外の者(以下「外部の者」という。)に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により選定した外部の者と委託契約を締結する場合は、契約書に、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務に関する事項
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 3 個人情報保護管理者は、業務を受託しようとする外部の者に対し、当該外部の者における個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理状況の検査に関する事項等を記載した書面を提出させるものとする。

- 4 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

- 5 個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」

において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 6 外部の者に保有個人情報が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を委託する場合は、第2項各号に掲げる事項のほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約するものとする。
- 7 個人番号関係事務の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 8 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に保有個人情報の取扱いに関する業務を行わせる場合は、当該労働者に法令、本規程等を遵守させるとともに、その指導及び監督を行わなければならない。
- 10 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
- 11 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項から第3項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第10項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員が関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに自己の属する部室及び事務所の個人情報保護管理者に報告するものとする

- 2 前項の規定により報告を受けた個人情報保護管理者は、当該事案が他の個人情報保護管理者が管理するものであるときは、直ちに当該個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、発生した事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。なお、当該事案が情報シス

テムに関わるものである場合は、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者（情報セキュリティ規程第13条第1項に規定する情報システムセキュリティ責任者をいう。以下同じ。）と協力して措置を講ずるものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に直ちに報告するものとする。
- 5 前項の規定により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、当該事案の内容等に応じて、その内容、経緯、被害状況等を理事長に直ちに報告するものとする。
- 6 総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、農林水産省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 7 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、当該事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものであるときは、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者の協力を得て措置を講ずるものとする。

（公表等）

第30条 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、前条の事案について、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行う。

（監査）

第31条 個人情報監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第25条に規定する措置の状況を含む保有個人情報等の取扱状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。）を行うものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、部室及び事務所における保有個人情報の取得経過、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者は、第1項の監査又は第2項の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適正な管理のための措置について、評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じる。

(行政機関との連携)

第32条 機構は、農林水産省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行う。

附 則 (平成17年3月30日付16農畜機第5436号-1)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日付19農畜機第3743号)

この規程は、平成19年12月31日より施行する。

附 則 (平成20年10月28日付20農畜機第2920号)

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則 (平成22年1月8日付21農畜機第4134号)

この規程は、平成22年1月8日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月29日付22農畜機第5172号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月4日付23農畜機第4176号)

この規程は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日付25農畜機第5691号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月5日付26農畜機第2514号)

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日付26農畜機第5638号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日付27農畜機第4277号)

この規程は、平成27年12月25日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日付28農畜機第3790号)

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日付29農畜機第6740号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(様式 2 - 2) 個人情報ファイル (公表用単票)

個人情報ファイルの名称		
独立行政法人等の名称	独立行政法人農畜産業振興機構	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	独立行政法人農畜産業振興機構 総務部 総務課	
	(所在地) 東京都港区麻布台 2 - 2 - 1 麻布台ビル	
訂正及び利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続が定められている場合の当該法令の名称等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 7 条第 3 号に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	
独立行政法人等非識別加工情報の概要	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	